

公益認定等委員会だより(その3)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

平成 22 年 4 月 1 日から第二期がスタートした公益認定等委員会では、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人への積極的なサポートを行っています。

今号では、新委員からのご挨拶のほか、このような委員会の取組みの紹介を中心にお届けします。

I 第二期公益認定等委員会がスタート！ ～柔軟かつ迅速な審査を目指して～

公益認定等委員会は、平成 19 年 4 月に発足し、以降 3 年間にわたり、法施行型委員会として、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対する答申、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議、等を行って参りました。

今般、第一期委員の任期満了に伴い、委員の改選が行われ、平成 22 年 4 月 1 日から新メンバーによる第二期委員会がスタートしました。

そこで今回の委員会だよりでは、新委員から皆様へのご挨拶を紹介させていただきます。

新委員からのご挨拶

いけだ もりお

【池田 守男委員長】

私たち公益認定等委員会の役割は、民間の立場で公益活動を行いたい、という志を持つ法人の創意工夫や自主性を尊重し、多様な公益の担い手をひとつでも多く積極的に世に送り出すことだと思っています。そして、政府、企業、そして非営利の公益法人やNPO法人、そして志のある個人等が補完しあうことで、成長から成熟に向かう日本社会は、深みと厚みのある全員参画型の社会に進むことができると信じています。そのような社会を造る為に、第二期の委員会では、制度改革の基本精神と、法人の目線を忘れることなく、柔軟で迅速な審議に努めるため、これまでの受身の姿勢を一步前に進め、申請法人の積極的なサポートを進めて行こうと考えています。

あめみや たかこ

【雨宮 孝子委員長代理】

常勤委員。元明治学院大学大学院法務職研究科教授。元職では、民法、信託法、NPOと法などの授業を行ってきました。また、公益信託を世に出す研究会をきっかけに（公財）公益法人協会にかかわり、以来 30 年以上公益法人、公益信託、NPO法人の設立、運営、税務の相談に携わってきました。民間公益活動は、画一的な公による活動でも、営利を目的とする経済活動でもない、自発的な民による非営利活動で、多彩な価値観にもとづく市民社会の構築には欠かせません。第二期の委員就任に当たり、私のこれまでの経験や研究が、民による公益の増進のために少しでもお役に立てればと願っています。

かいとう ひでかず
【海東 英和委員】

このたび常勤委員に任命されました海東英和です。これまで地方自治の現場で町長、市長として10年間働いてきました。合併自治体の財政再建の経験から、第一期の事業仕分けでは評価者に用いて頂きました。また、青年団や地域の人々と郷土を錦に織りなそうとする活動では、大小でない貴い活動や、掛け替えのない人々の姿を心に刻んできました。今回、これまでかかわって来た法人の役職を全て辞し、民の力による公益の増進のお手伝いに飛び込んで参りました。温かく迅速に、忠恕で働きます。よろしくお願いいたします。

かどの いずみ
【門野 泉委員】

今年、創立60周年を迎える清泉女子大学の節目の時期に学長に就任し、学生・教職員・卒業生と共に、さらなる飛躍を目指しております。私の専門は、シェイクスピアを中心とした英国演劇、日本の古典劇と英国演劇との比較演劇学です。芸術文化は一国の姿を国内外にアピールする重要なものですが、日本の文化政策はまだまだ脆弱です。そこで、微力ながら地方の優れた劇団の活動を支援しておりますが、個人の力の限界を痛感いたします。その意味でも、以前から公益法人の活躍に大きな期待を寄せておりました。一般市民の目線を生かして、認定の任務に貢献する所存でございます。皆さま、どうぞよろしく。

きたち たつあき
【北地 達明委員】

この度、委員に任命されました北地です。私は公認会計士ですが、これまでは専ら企業社会と投資家のための業務をしておりました。なかでも新しい業態の企業を資本市場に登場してもらうという業務を多く致して居りましたが、いろいろな事業内容やその社会的意義を理解するという事は委員として貢献したいところであります。

公益法人というものは私は善意で成り立つ仕組みであると考えています。この温かい仕組みを日本でさらに増やしていくために、皆様から学ばせて頂きながら、私自身も善意をもってこの重責に臨みたいと考えております。

でぐち まさゆき
【出口 正之委員】

今回の常勤委員就任に当たって、重大な決意で大阪の国立民族学博物館を辞職致しました。同僚が一地域にじっくりと根を生やしたような研究を行っていたのに対して、私は蟹の横歩きのような研究生活でした。しかし、公益法人の実務をフィールドワークするような研究を行っていたと考えれば、ずっと一貫しております。具体的には、財団法人の事務局員、事務局長、理事、社団法人の理事、専務理事等の経験があります。また、本部が米国にある国際学会の会長の経験から、米国の内国歳入法501条C(3)団体関連組織の運営にも関わったことにもなります。こうした現場感覚を常に忘れないような委員でいたいと考えております。

ほり ゆたか
【堀 裕委員】

私、今般平成22年4月1日付をもちまして常勤でない委員に就任致しました弁護士堀 裕です。大変な重責では御座いますが、過去33年間に亘る弁護士実務を介して得た知識・経験、或いは知恵を活かし、事前規制から事後規制への新しい公益法人制度の枠組を踏まえ、偏することなく、粛々として職務を務めて参りたいと存じます。

今後、委員会に諮問される件数が逡増されることが予想されますが、委員長を中心として「民による公益」の更なる充実の為、迅速に諮問に應じて参りたいと存じます。

委員会から都道府県の合議制機関の委員へのメッセージ

民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すためには、従来の公益法人の約7割を所管している都道府県の合議制の機関と公益認定等委員会とが想いを共有し、連携して活動していくことが重要と考えております。今般、第二期公益認定等委員会のスタートにあたり、池田委員長より都道府県の合議制の委員へメッセージを発出していますので、ご紹介します。

平成22年4月28日

国・都道府県から民による公益の増進を目指して ～第二期公益認定等委員会のスタートにあたって～

公益認定等委員会の審議の基本的な姿勢

- 公益認定等委員会は、本年4月から第二期がスタートしました。第二期においては、「柔軟かつ迅速な審査」を旨として、これまでの審議の蓄積を有効に活かし、社会が求める公益法人のあり方に留意し、申請法人の実状をよく理解しながら審議を進めていきたいと考えています。
- 当委員会では、法令で明確にされている基準に拠り審議を行うにあたって、常に公益法人制度改革の本旨に立ち帰り、各法人の活動実態をふまえながら、それぞれの創意工夫や自主性をでき得る限り尊重し、民間人による合議制の機関らしく「温かく」審議に臨んでいます。
- また、審査の迅速化を図るため、事前に明確にした論点を中心に審議を行うなど、メリハリのある審査へと質を転換させることにより、答申数は飛躍的に増大しています。さらに、法人からの申請を待つだけではなく、外部の専門家の協力による相談会、業態別研修会への講師派遣、ホームページの改修などにより、新制度・審査に関する誤解を解くべく努力をするとともに、申請法人の視点で、これまで以上に積極的に法人をサポートすることにより、新制度の理解と早期の申請を促進していきます。

都道府県の合議制の機関と共に公益の増進を目指して

- 個人の価値観は多様化し、社会のニーズが多岐にわたっていることから、民間の公益活動に対する社会の期待は一層高まっています。民による公益の主要な担い手として、現在、都道府県所管の18,000弱、国所管の約6,500、合わせて約24,000の公益法人が全国で活動しており、新制度にあわせて衣替えした新しい公益法人が各地において多数誕生し、住民の生活に密着した公益活動を行うことが期待されています。

- 今後の社会における公益活動や法人のあり方に影響を与える意味で、公益認定等委員会と都道府県の合議制の機関は、共に大変重要な役割を与えられているものと認識しています。このため、制度運用上の参考となる取組みや審査事例などについて積極的に情報交換し、国・都道府県が互いに連携・協力しながら、法人に対して制度の理解と早期の申請を促すとともに、適切な審査を進めていきたいと考えています。
- 都道府県の合議制の機関の委員の皆さんとは、審査を通じて、日本中に一つでも多くの志ある公益法人を世に送り出すことにより、民による公益の増進を実現し、共に手を携えて、温かみと深みのある社会を築いて参りたいと考えています。

公益認定等委員会 委員長 池田守男

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その1」

～早期の申請をサポートする取り組みをご紹介します！～

★ 外部人材を活用した相談会を新たに実施します！

新しい公益法人制度が施行され1年余を経過しましたが、平成22年3月31日現在で、内閣府に申請のあった法人は373件（移行認定申請：253件、移行認可申請：76件、公益認定申請：44件）であり、申請に向けた検討が十分に行われていない法人が依然として多数であると考えられます。

その中には、制度の理解が十分でないために、検討が進められないといった法人もあると思われま。

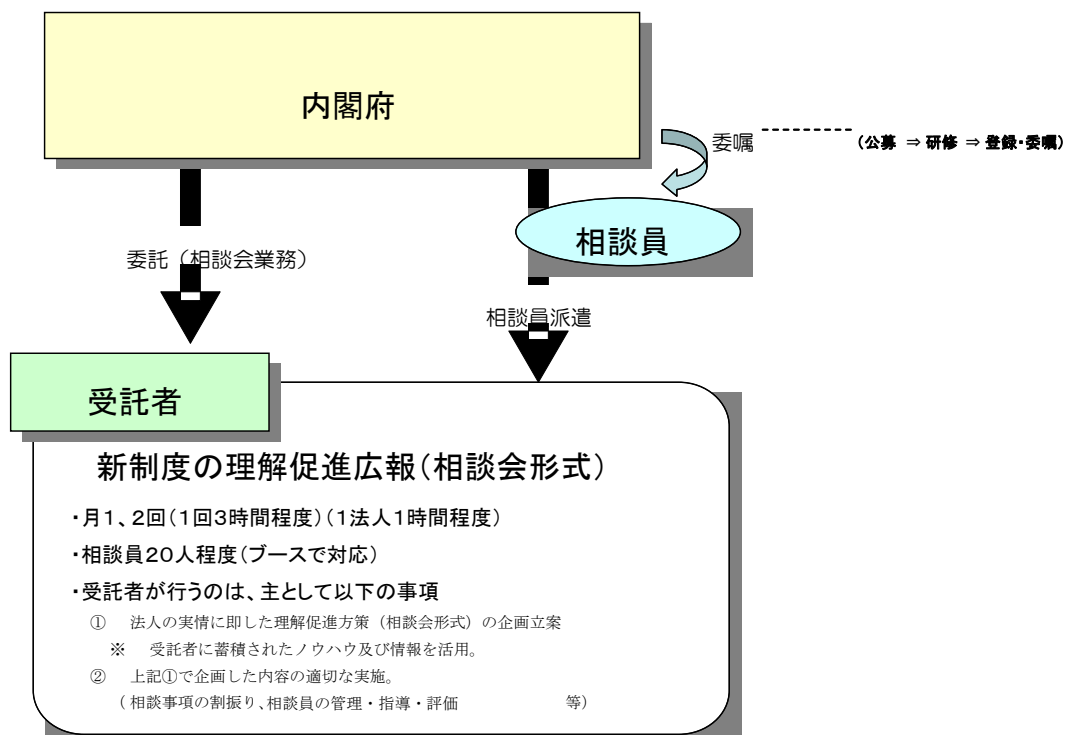
これまでも内閣府においては、電話相談及び窓口相談として、個別法人の事情に応じた制度の理解を深め、申請に向けた検討をサポートしてきたところですが、今般、相談の機会を拡充すべく、内閣府が委嘱する専門家を相談員として、相談会を開催することといたしました。

相談会のイメージは、下記の図をご参照いただければと思います。

相談者から事前に相談事項をご提出いただいた上で、相談会においては、1法人につき1時間程度、相談員にご相談していただくというのが基本的な流れになります。相談会は、月に1、2回程度の頻度で開催し、1回当たり、相談員は20名程度、時間は3時間程度を予定しております。

第1回目の相談会は、5月中下旬の開催を予定しております。具体的な内容等につきましては、ホームページ「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）でお知らせいたします。

<相談会のイメージ>



★ 電話相談・窓口相談も引き続き実施します！

電話相談、窓口相談も引き続き実施しておりますので、ぜひご利用ください。

【電話相談】

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時～16時45分

【窓口相談】

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。受付のご案内につきましては、毎月、「公益法人information」で掲載しています。

(予約受付番号) 03-5403-9526 又は 9989

(相談内容) ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

なお、都道府県でも窓口相談等を行っておりますので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい。

★ 法人側が開催する研修会等へ当事務局職員を派遣しています！

内閣府公益認定等委員会では、新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、ご要望に応じ、法人側が開催する研修会等に講師を積極的に派遣しています。

特に業態別（例：医療、福祉団体（学会）等、ジャンル別）の研修会等においては、その業態によくある課題に焦点を絞るなど、より法人の皆様の個別事情に合わせた講義を行うことが可能と考えられ、新制度の理解が深まることが期待されます。

募集内容等は以下のとおりとなっておりますので、ぜひご利用ください。

<研修会の内容等>

■募集対象

- ◎ 法人側が開催する研修会であって、原則として以下の各項目を満たすもの。
 - ・ 多数の特例民法法人等（原則として30以上）を対象としたものであること。
 - ・ 主催者が特例民法法人又はこれに準ずる者（営利企業は除く。）であること。
 - ・ 主催者が主として経済的利益を得ることを目的としていないこと。（参加費が原則として無料又は実費相当額であること。）
 - ・ 内容が新公益法人制度の普及・啓発に資すると認められるものであること。

■研修内容

- ◎ 新公益法人制度（概要、認定、認可基準等）について、当事務局職員がパンフレット等を用いて、解説。
(※ 研修の所要時間は、質疑応答(原則説明内容に係るもの)を含めて概ね2時間程度となります。)

■留意事項

- ・ **講師派遣の申し込みについて**
研修会等開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。
(※ 申込み多数の場合は、日程の調整をお願いする場合がありますので、ご注意ください。)
- ・ **当事務局職員の派遣に係る経費について**
当事務局の派遣に係る旅費、その他必要経費については、主催者において負担をお願いします。

■本件に係るお問い合わせ先

- ◎ 内閣府公益認定等委員会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
電話：03-5403-9408 又は 9548 F A X：03-5403-0231

★ ホームページ(「公益法人 information」)が変わります！

「公益法人 information」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) では、新しい公益法人制度に関する申請手続等を電子申請で行うことが可能となっています。新制度施行以降、実に9割以上の申請が電子申請によって行われています。

また、「公益法人 information」では、各種申請に役立つ様々な資料を掲載するとともに、各行政庁における相談会の開催案内等を随時掲載しています。

今回、これまでアンケートでいただいたご意見等を踏まえ、より分かりやすく、より使いやすいホームページとなるように、改修を行います。新しいホームページは、ゴールデンウィーク明けにはお使いいただけるように現在、準備を進めております。

ここでは、改修のポイントを紹介致します。

■皆様のニーズに応じたトップページになりました！

トップページでは、様々なお知らせ・資料を紹介・掲載していますが、これまでのところ「参照したい資料がどこにあるか分からない」、「電子申請をどこから始めたらいいか分からない」といったご指摘をいただいていたまいりました。

そこで、①既に申請作業を行っている方、②これから申請を行う方、③新公益法人制度について知りたい一般の方に向けて、それぞれ、必要なコンテンツをまとめて配置することで、知りたい情報に辿りやすくなるよう修正しています。

また、P 5 及び 7 で紹介した外部人材を活用した相談会の開催案内や業態別相談会への講師派遣の案内等も内閣府からのお知らせをまとめたコンテンツに掲載します。

■申請に役立つ各種資料を紹介する新ページが加わります！

昨年 12 月 24 日に公表した「委員会だより(その2)」において、「公益法人 information」に掲載されている各種資料を、申請作業のどのような場面でご活用いただけるかについて、簡単にご紹介致しました。

「委員会だより(その2)」の公表後、当コンテンツについては、「資料の使い方・使う場面が分かった」という好評との声もいただいております。この度、「公益法人 information」においても、同様の考えに基づいて新ページを作成することと致しました。

また、新ページでは、「委員会だより(その2)」では、紹介しきれなかった資料の使い方や、ポイントとなる申請書類を手がかりとした申請に必要な書類を作成していく方法・作業の流れについても紹介しています。

加えて、これまで、ホームページの各箇所に散らばっていた、申請に役立つ資料について、新ページに索引を掲載することで、必要な情報に辿り着きやすくなるように工夫しております。

■電子申請できる書類が増えます！

既に多くの皆様にご利用いただいている電子申請ですが、この度、電子申請についても機能強化を行っています。

具体的には、これまでエクセルをダウンロードして作成いただいた申請書類の一部について、オンラインでも入力できるようにするとともに、必要最低限の項目のみ入力いただくと自動的に転記される項目を増やしています。

(認定申請に当たって、オンラインで入力できるようになる申請書類)

- ・別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表〔その1〕
- ・別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表〔その2〕
- ・別表C（3）公益目的保有財産配賦計算表
- ・別表F（1）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当）
- ・別表F（2）各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員等の報酬・給料手当以外）
- ・別表G 収支予算の事業別区分経理の内訳表

※ 事業数が多岐に渡る場合には、オンラインで入力することはできず、エクセル様式での作成となりますので、予めご了承願います。

■是非「公益法人 information」を「お気に入り」に登録し、電子申請をご利用下さい！

「公益法人 information」では、内閣府・各都道府県からのお知らせが日々、更新されています。是非、「公益法人 information」を「お気に入り」に登録し、随時、参照してください。

また、申請に当たっては、便利な電子申請を引き続き、ご活用ください。

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その2」 ～よくある誤解等について回答します！～

★ よくある誤解について回答します！

公益認定等委員会には、申請を検討されている法人様から毎日たくさん問い合わせが寄せられています。その中でも公益法人制度について、法人の方々が誤解されていることが多い相談内容について、以下のとおりご紹介しますので、参考にしてください。

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

【質問1】

医療事業は殆ど公益目的事業として認められないと聞いたのですが本当でしょうか。

【回答1】

そんなことはありません。法人において実施している医療事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているかといった特徴(申請書類の別紙2の事業概要等に記載いただいた内容)をもとに有識者で構成される委員会で判断されます。

(※ FAQIX^⑩(医療事業)もご参照下さい。)

【質問2】

申請前に平成20年会計基準で決算を行うことは必須でしょうか。

【回答2】

必須ではありません。ただ、収支予算書が事業別に区分されていない場合には、G表(移行認定・公益認定の場合)又はE(2)-3表(移行認可の場合)を作成して下さい。

(※ 詳しくは、申請の手引き(認定編)の【G表】及び【その他の添付書類】、申請の手引き(認可編)の【E(2)-3表】及び【その他の添付書類】をご参照ください。またFAQでは問VI 4①及び同⑤に記載があります。)

【質問3】

収支相償(認定法第5条第6号)については、(経常収益)－(経常費用)がゼロ以下である必要があるのでしょうか。

【回答3】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る（収入）－（費用）がプラスになっても認められるケースとして、公益目的事業の拡大にあてるようなケースが考えられます。例えば、当該事業の拡大にあてるための特定費用準備資金を積立てる場合には、この積立額が費用とみなされ、収支相償の基準は満たすものとされます。

（※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7（5）、FAQ の V 2⑤等をご参照下さい。）

【質問4】

過去の実績がないと公益認定を得られないのでしょうか。

【回答4】

活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定申請をすることは可能です。なお、これまで新規に設立した法人で、25件（内閣府に申請されたもの）が公益認定を受けています。

（※ 詳しくは、FAQ の I 10①、申請の手引き（認定編）II-4【数年後に実施予定の事業について】をご参照ください。）

II 一般社団・財団法人になるための申請（＝移行認可の申請）

【質問】

一般社団法人、一般財団法人に移行することにより、法人の資産をすべて消費しなければならないのでしょうか。

【回答】

いいえ。法人の資産そのものを消費することを求めるものではありません。

公益目的支出計画は、移行時の純資産額を基礎として確定した公益目的財産額の相当額分について、実施事業の赤字額又は特定寄附の金額の毎年度累計が相当額に達するまでそれらを行うことを求めるものです。

したがって、収益事業の黒字額が、実施事業の赤字額や寄附額を上回るような場合は法人の純資産額が増加することも想定されます。（※詳細に関しては、FAQ 問X-1-②をご参照下さい。）

Ⅲ その他

【質問 1】

一般社団法人、一般財団法人は、国等から補助金を受け取ることができないのでしょうか。



【回答 1】

いいえ。一般的に言えば、国等の補助事業は個人や株式会社をはじめとしていかなる組織体でも補助事業者となりうる場所ですので、一般社団法人、一般財団法人が国等からの補助金を受け取れないというものではありません。

補助金にも様々な種類がある中で、補助金によってはそれぞれの目的・趣旨などの考え方により補助事業者を限定している場合がありますので、個別に補助金の交付元に確認することが必要です。

【質問 2】

社団法人に評議員、評議員会を置くことはできますか。



【回答 2】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、法定の機関以外の機関の設置を禁止していないので、法律に根拠のない任意の機関を置くことは差し支えありません。ただし、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会又は理事会の権限を奪うことのないように留意する必要があります（※詳細に関しては、移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内、「留意事項」Ⅱ-2-①（P61~62）参照）。

★ 申請書類(作成)のポイントを紹介します。

申請書類は一見複雑に見えるかも知れませんが、以下のような基本型(申請書類の位置付け)を理解しておくとなかなか難しいものではありません。

○ 公益社団・財団法人になるための申請(=移行認定又は公益認定の申請)

■ 申請書類の基本型

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 一事業についての申請書類 | →別紙2(法人の事業について) |
| 一財務についての申請書類 | |
| ・収支予算(フロー) | →別表 G(収支予算の事業別区分経理の内訳表) |
| ・資産(ストック) | →別表 C(遊休財産について) |

以上が申請書類の基本型ですが、収支相償及び公益目的事業比率については個別事情に応じて調整額等が認められています。具体的には、別表 B(2)~B(5)、C(2)~C(5)で整理の上、別表 A(収支相償)、別表 B(公益目的事業比率)に整理してください。

また、上記の他、株式保有の場合等に記入が必要な別表 D(他の団体の意思決定に関与可能な財産)、経理的基礎を説明いただく別表 E(経理的基礎について)、別表 Gに関連して費用額の配賦を整理いただくための別表 F(各事業に関連する費用額の配賦について)がありますので、必要に応じて記載してください。

申請の手引きを参照しつつ、電子申請を利用すれば、必要な箇所に記入していただくことで、自動計算されますので、電子申請を利用ください。

(参考1) 別紙2及び別表Gの作成にあたっては、それぞれ、法人において作成されている「事業計画書」及び「収支予算書」がベースになります。また、申請する事業年度末時点を想定した貸借対照表を作成されると、別表Cの作成に活用できます。

(参考2) 別紙2は公益目的事業性、別表G収支相償及び公益目的事業比率、別表Cは遊休財産規制に関し、申請に当たって検討するのに活用できます。

○ 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

■ 申請書類の基本型

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 一公益目的財産額についての申請書類 | →別紙2(公益目的財産額) |
| 一公益目的支出計画についての申請書類 | →別紙3(公益目的支出計画) |
| 実施事業等 | →別表 C(1)~(3)(公益目的事業/継続事業/特定寄附の内容等) |
| 収支予算 | →別表 E(2)3(収支予算の事業別区分経理の内訳表) |

以上が申請書類の基本型ですが、公益目的財産額の算出に関して、別表 A(時価評価資産の明細等/時価評価資産以外の資産の明細/引当金の明細/基金等の明細)、別表 B(時価評価資産の時価の算定根拠)等があります。移行認定又は公益認定の申請と同様、申請の手引きを参照しながら、電子申請を利用ください。

Ⅱ 法人関係者の皆様へ「その3」 ～新制度の施行状況についてご紹介します！～

★ 委員会・法人ともに新制度を活用するよう努力しています！

(1) 迅速化を図るために、メリハリのある審査に努めています。

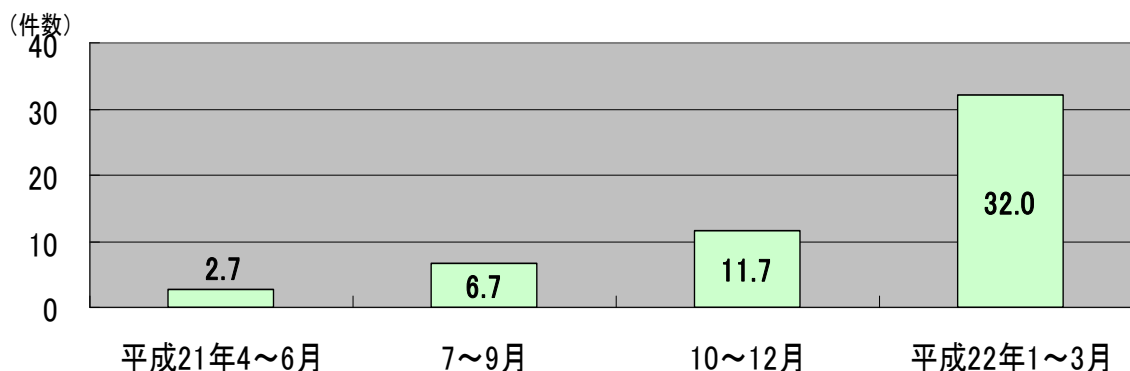
今後の審査の迅速化を図るべく、メリハリのあるものへと審査の質を転換するために、申請後、早期に常勤委員に相談して、法人への事実確認のポイントを絞った上で、法人への事実確認後は常勤委員のフリートーキングによる検討により、論点を明確にするといった取組みを行っています。これにより公益認定等委員会における答申数は飛躍的に増えており、これまでの申請案件のうち4割強については、既に答申を行っています。

委員会としても、審査の迅速化に引き続き努めますので、申請法人においても、内閣府による申請をサポートする取組みなどを活用し、新制度の理解を深め、今後の法人運営の方針を決めた上で申請することをお勧めします。

(2) 答申件数が大幅に増加しています。

最近の答申件数を四半期別に見ると平成21年度第1四半期(平成21年4月から6月)が8件、第2四半期が20件、第3四半期が35件、第4四半期が96件となり、メリハリのある審査などを進めたことで、答申件数が大幅に増加しています。

公益認定等委員会の月別平均答申数の推移



(3) 新しい公益法人による積極的な挑戦！

新公益法人制度では、主務官庁制が廃止され、省庁の枠を超えた自由な事業展開が可能となりました。委員会としては、民間による公益活動を行いたいという志を持つ法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、多様な公益の担い手を一つでも多く積極的に世に送り出して行きたいと考えています。そして、公益法人には、認定申請を通して、新たな公益のあり方について様々な挑戦をされることを期待しています。今回は、新しい公益法人制度になって、積極的な取組みをされている法人の事例をご紹介します。

【例1】

旧主務官庁の枠を超えて事業を拡大

◎公益法人同士の合併による各事業の連携強化（旧制度では、所管が複数の省庁にまたがっていたが、新制度では国所管法人の行政庁が内閣府に一元化されたため、A 財団（旧主務官庁：財務省・経産省）、B 財団（旧主務官庁：文科省）、C 財団（旧主務官庁：文科省）がそれぞれ公益認定を取得後に合併）

【例2】

活動範囲を広域に拡大

◎特例民法法人のときには各都道府県等の所管法人であったものが、公益認定申請を機に活動範囲を広域とするよう見直して、内閣府より公益認定を取得

【例3】

小規模の法人（事業費年間 50 万円）からの公益認定

◎新制度では、年間の事業費が 50 万円の社団法人や純資産 300 万円の財団法人といった比較的小規模の法人が一般社団・財団法人を設立して公益認定を取得

【例4】

認定 NPO を断念した NPO 法人等から事業を継承した一般法人が公益認定

◎国内外における子どもたちに教育機会を提供するため、学校建設、孤児院、就学支援、食糧支援等の事業を行っている NPO 法人が、認定 NPO の取得を目指したが断念し、一般財団法人を設立し、その事業を継承して、公益認定を受けた事例

◎その他、有限責任中間法人が新制度施行と共に一般社団法人となった後、公益認定を取得した事例や、財団の設立が認められず、有限会社として出発したが、有限会社の収益部門を除いて一般財団法人に事業譲渡して公益認定を取得した事例

【例5】

企業内基金を母体とした一般法人が公益認定

◎民間の営利企業が内部に基金を設けて社会貢献を行っていたが、企業業績の変動に左右されずに継続的に活動を行っていくため、その基金を母体とした一般財団法人を設立して、公益認定を取得した事例

★ 国における申請・答申等の概況(平成 22 年 3 月末現在)について

① 申請・審査・答申等の件数

- 申請の総件数：12 月末の延べ 325 件から 395 件となっています。また、国所管の特例民法法人数（平成 20 年 12 月 1 日現在）6,625 のうち 329(注 1)が移行認定・移行認可関係の申請を行っており、その数は全体の 4.9%にあたります。
(注 1)申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない
- 審査中の件数：12 月末の 169 件（申請件数の 52.0%）から 159 件（同 40.2%）となっています。
- 答申の総件数：12 月末の 71 件（申請件数の 21.8%）から 170 件（同 43.0%）となっています。うち、不認定とするものが 1 件ありました。また、認定のうち、移行認定・移行認可関係は 141 件で、国所管の特例民法法人数の 2.1%にあたります。また、141 件のうち 107 件が財団法人となっており、答申件数の 8 割弱を占めています。
- 取下げ総件数：12 月末の 40 件（申請件数の 12.3%）から 66 件（同 16.7%）となっています。

申請・審査中・答申等の件数

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	262(77/185)	113(43/70)	110(19/91)	39(15/24)
移行認可	81(34/47)	33(11/22)	31(15/ 16)	17(8/ 9)
新規認定	46(20/26)	12(5/ 7)	24(10/14)	10(5/ 5)
変更認定	5(1/ 4)	1(1/ 0)	4(0/ 4)	0(0/ 0)
合併認可	1(0/ 1)	0(0/ 0)	1(0/ 1)	0(0/ 0)
合 計	395(132/263)	159(60/99)	170(44/126)	66(28/38)

(注) カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- 認定・認可後の法人からの変更届出等の件数は、12 月末の 31 件から 55 件(公益法人 51、移行法人 4)となっています。

(注 2) 移行法人とは、公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人をいいます。

② 審査の平均所要日数

移行認定申請が 188.4 日（12 月末で 168.6 日）、移行認可申請が 157.5 日（同 154.6 日）、新規認定申請が 174.8 日（同 172.8 日）となっています。なお、審査の迅速化に向けた取組みを進めた昨年 9 月以降の申請に限ると移行認定申請が 122.4 日、移行認可申請が 120.4 日、新規認定申請が 145.3 日となっており比較的迅速に処理されています。

③ その他

平成 22 年 1 月から 3 月までに答申された案件の中に、合併認可申請に対する認可が 1 件ありました。本事例は合併に伴い、旧主務官庁の枠を超えて事業を拡大するものです。

Ⅲ 委員会からのお知らせ

★ 最近の公表資料をご紹介します。

平成 22 年 1 月以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

- ・ 申請の手引き（移行認可編）の修正（平成 22 年 4 月 15 日掲載）
- ・ 移行認定等申請に関する最近の諮問、答申の状況（平成 22 年 4 月 2 日掲載）
- ・ その他の様式・その他の手引きの修正（平成 22 年 4 月 1 日掲載）
- ・ F A Q の修正（役員に対する報酬等、定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方）（平成 22 年 3 月 1 日掲載）
- ・ F A Q の追加（役員等に対する報酬等）（平成 22 年 3 月 1 日掲載）
- ・ 平成 21 年度公益認定等委員会の活動状況（平成 22 年 1 月 6 日掲載）

★ 申請書類に関する注意事項をご紹介します。

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから更新のあったものについて掲載しています。

（※全体版については、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 別表 F(1)の記載について

- ・ 非常勤の役員・評議員に日当（役員報酬）を支給する場合にも記載が必要です。報酬規程で日当の金額が明確にされている場合には、各人毎に記載せず勤務形態等でまとめて記載することも可能です。（FAQV-6-⑥参照）

2 別表 F(2)の記載について

- ・ 別表 F(2)に記載するのは、各事業に関連する共通経費です。直接事業に配賦した費用は記載する必要はありません。（申請の手引き（移行認定編）49 頁、（公益認定編）52 頁参照）
- ・ 事業費や管理費等に関連する費用額の配賦について、配賦が困難なものについては、公益事業と収益等事業とに関連する場合には、収益等事業費として、公益事業又は収益等事業と管理費とに関連する場合には、管理費として法人会計に計上することができます（認定法規則 19 条但し書き）。

○ 一般社団・財団法人になるための申請（＝移行認可の申請）

- ・ 公益目的財産額の算定において、保有する未上場の株式を、「市場性がなく評価が困難」、「売買実例がない」などの理由で時価評価額を帳簿価額とする例があります。未上場の株式は、実質価額法等により算定した額を時価評価額としてください。（申請の手引き 移行認可編 13頁参照）

なお、法人自らが算定した場合は、その算定根拠を明らかにするため、別表B「時価評価資産の時価の算定根拠等」を用いて説明してください。（同 21頁参照）